

成田市公共工事等の入札及び契約の手続に関する苦情処理要領

制 定 平成19年12月10日
施 行 平成20年 1月 1日

第1 苦情処理手続の対象

この手続は、市が発注する予定価格が130万円を超える建設工事、委託業務及び物品に係る入札及び契約の手続に関する苦情を対象とする。

第2 苦情申立て

1 苦情申立ての要件

次に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる事項について不服があるときは、苦情を申し立てることができる。

- (1) 一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該資格がないとされたもの
当該入札の参加資格がないとされた理由
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の業種に登録のある有資格者
で、指名されなかったもの 当該入札において指名されなかった理由
- (3) 随意契約の方法により行われた契約において、当該契約と同一の業種
に登録がある有資格者 当該相手方を選定した理由

2 苦情申立ての方法及び期限

(1) 苦情申立ての方法

苦情の申立ては、当該契約を担当する課長（以下「契約担当課長」という。）に苦情申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。

(2) 苦情申立ての期限

苦情の申立ての期限は、次に掲げる苦情の申立ての区分に応じ、それぞれ掲げるとおりとする。

ア 1の(1)の事項についての苦情の申立て 参加資格がないと通知された日から7日以内（成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 1の(2)の事項についての苦情の申立て 指名業者名を公表した日から7日以内（休日を除く。）

ウ 1の(3)の事項についての苦情の申立て 随意契約の相手方を公表した日から7日以内（休日を除く。）

3 苦情申立ての却下

- (1) 契約担当課長は、苦情の申立てが1の要件を欠き、又は2の期限経過後にされたものであるときは、当該申立てを却下するものとする。

(2) 苦情の申立ての却下は、苦情申立却下通知書（第2号様式）を当該申立てをした者（以下「申立者」という。）に送付することにより行うものとする。

(3) 契約担当課長は、当該申立てを却下したときは、速やかに、苦情申立書及び苦情申立却下通知書を公表するものとする。

4 苦情申立てに対する回答

(1) 契約担当課長は、3により却下するときを除き、苦情申立書が提出された日から5日以内（休日を除く。）に当該申立てに対する回答を行うものとする。ただし、多数の苦情申立てがあるときその他やむをえない事情があるときは、5日を超えることができる。

(2) (1)の回答は、苦情申立てに対する回答書（第3号様式）を申立者に送付することにより行うものとする。

(3) 契約担当課長は、苦情の申立てに対し回答を行ったときは、速やかに、苦情申立書及び苦情の申立てに対する回答書を公表するものとする。

5 苦情申立ての効力

苦情の申立ては、入札及び契約の効力並びに契約手続の続行を妨げない。

6 苦情申立てについての教示

契約担当課長は、次に掲げる入札等の区分に応じ、それぞれ指定する文書に苦情の申立てができる旨を記載し、又は記載した書面を添付する方法により教示するものとする。

(1) 一般競争入札 入札公告及び競争参加資格確認通知書

(2) 指名競争入札 指名業者の選定理由を公表する文書

(3) 随 意 契 約 契約の相手方を選定した理由を公表する文書

第3 再苦情の申立て

1 再苦情の申立ての要件

第2の4の(1)の回答に不服のある者は、当該回答について、再苦情の申立てができる。

2 再苦情の申立ての方法及び期限

再苦情の申立ては、苦情の申立てに対する回答の日から7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立書（第1号様式）を契約担当課長を経由して市長に提出することにより行うものとする。

3 再苦情申立ての却下

(1) 市長は、再苦情の申立てが1の要件を欠き、又は2の期限経過後になされたものであるときは、当該申立てを却下するものとする。

(2) 再苦情の申立ての却下は、再苦情申立却下通知書（第2号様式）を当該申立てをした者（以下「再苦情申立者」という。）に送付することによ

り行うものとする。

- (3) 市長は、再苦情の申立てを却下したときは、速やかに、再苦情申立書及び再苦情申立却下通知書を公表するものとする。

4 再苦情の申立てに対する回答

- (1) 市長は、3により再苦情の申立てを却下するときを除き、再苦情の申立てに対し回答しようとするときは、入札等監視委員会に審議を依頼するものとする。

- (2) 市長は、(1)の依頼をするときは、その報告期限を当該依頼をした日からおおむね50日以内とする。ただし、多数の再苦情の申立てがあるときその他やむをえない事情があるときは、50日を超えることができる。

- (3) 市長は、(2)の報告があった日から7日以内（休日を除く。）に、当該申立てに対して回答するものとする。ただし、多数の再苦情の申立てがあるときその他やむをえない事情があるときは、7日を超えることができる。

- (4) (3)の回答は、再苦情の申立てに対する回答書（第3号様式）を再苦情申立者に送付することにより行うものとする。

- (5) 市長は、再苦情の申立てに回答したときは、速やかに、再苦情申立書及び再苦情申立てに対する回答書を公表するものとする。

5 再苦情の申立ての効力

再苦情の申立ては、入札及び契約の効力並びに契約手続の続行を妨げない。

第4 苦情申立書等の提出方法

苦情申立書等の提出等の方法は、次に掲げる書面の区分に応じそれぞれ掲げるとおりとする。

- (1) 苦情申立書及び再苦情申立書 持参又は配達日が特定できる郵便等
(2) 苦情申立却下通知書、苦情申し立てに対する回答書、再苦情申立却下通知書、再苦情申立てに対する回答書 書留等配達日が特定できる郵便等

附 則

この要領は、平成20年 1月 1日から施行する。

第1号様式

苦情（再苦情）申立書

年 月 日

（あて先） 成 田 市 長

〒

主たる営業所

の所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

電話番号

1 苦情（再苦情）申立ての事業名

2 苦情（再苦情）申立ての理由

注1 この申立書は、持参又は書留等配達日が特定できる郵便物等により、提出してください。

2 この申立書は、苦情（再苦情）の申立てに対する回答をしたときは、回答書とともに公表されます。

第2号様式

苦情（再苦情）申立却下通知書

第 号
年 月 日

様

成田市長 ⑩

年 月 日付けの苦情（再苦情）の申立てについて、下記のとおり却下しましたので通知いたします。

記

- 1 苦情（再苦情）の申立てのあった事業名
- 2 却下の理由

注 この通知書は、書留等配達日が特定できる郵便物等により、申立者に郵送すること。

第3号様式

苦情（再苦情）の申立てに対する回答書

第 号
年 月 日

様

成田市長

㊟

年 月 日付けの苦情（再苦情）の申立てについて、下記のとおり回答します。

記

1 苦情（再苦情）の申立てがあった事業名

2 回 答

（教示）

この回答書による説明に不服のあるときは、回答の日から7日以内（成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条に規定する休日を除く。）に、市長に対して再苦情の申立てをすることができます。

なお、再苦情の提出先は、次のとおりです。

郵便番号 286-8585

住 所 千葉県成田市花崎町760番地

名 称 成田市総務部契約検査課

電話番号 0476-20-1515